

改正

令和4年2月17日鋸南町告示第11号

鋸南町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鋸南町における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策の推進を図るため、鋸南町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、男女共同参画推進計画の策定及び推進について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会の委員は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月17日鋸南町告示第11号）

この告示は、公布の日から施行する。